

第2期東金市障害福祉計画

平成21年3月

東金市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間及び見直しの時期	4
第2章 障害者自立支援法について	5
1 障害者自立支援法の特徴	5
2 障害者等に対する福祉サービス	6
第3章 計画の基本方針	7
1 計画の基本理念	7
2 計画の基本的視点	7
第4章 第1期計画の実績について	9
1 訪問系サービスの利用実績	9
2 日中活動系サービスの利用実績	9
3 居宅系サービスの利用実績	11
(1) グループホーム・ケアホームの利用実績	11
(2) 施設入所サービスの利用実績	11
4 指定相談支援の利用実績	12
5 地域生活支援事業の利用実績	12
第5章 障害福祉サービス等の充実による 地域移行・就労移行等の目標	16
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	16
2 退院可能な精神障害者の地域生活への移行	17
3 福祉施設から一般就労への移行	18
第6章 障害福祉サービス・相談支援のサービス見込量と その確保のための方策	19
1 指定障害福祉サービス・指定相談支援の見込量	19
(1) 訪問系サービス	19
(2) 日中活動系サービス	20
(3) 居住系サービス	25

(4) 指定相談支援	26
2 サービスを確保するための方策	27
(1) 訪問系サービス	27
(2) 日中活動系サービス	27
(3) 居住系サービス	27
(4) 指定相談支援	28
第7章 地域生活支援事業	29
1 概要	29
2 事業の種類	29
3 各事業のサービス見込量とその確保のための方策	30
(1) 相談支援事業	30
(2) コミュニケーション支援事業	31
(3) 日常生活用具給付事業	31
(4) 移動支援事業	32
(5) 地域活動支援センター（機能強化）事業	32
(6) その他の地域生活支援事業	33
第8章 計画の推進のために	34
1 計画達成状況の点検及び評価	34
2 関係機関等との連携	34
参考資料	
<資料1> 障害者自立支援法障害福祉計画関連部分抜粋	35
<資料2> 障害福祉サービスの内容と利用者像	36

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

東金市においては、平成13年3月に「東金市障害者計画」を策定し、障害をもつ人ももたない人も共に支えあいながら生活する「ノーマライゼーション」の理念のもと、本市の豊かな自然環境のなかで、人と人とのふれあい、自然とのふれあいを大切にしたい人づくり・地域づくりを通して、市民一人ひとりが安心して安全に、いきいきと暮らせるまちづくりを目指すため、各種の障害者施策を推進してきました。

この間、平成15年度には障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害のある人の自己決定に向けた取組みを強化するために支援費制度が導入されました。しかし、支援費制度の導入により①利用者の急増に伴うサービス費用の増大により、財政的に制度の維持が困難になってきた、②地域によってサービス提供体制が異なることにより、サービス利用に大きな地域間格差が生じた、③精神障害のある人は支援費制度の対象外であるなど障害種別ごとにサービス格差がある、などの問題が生じました。

こうした状況に対応するため、①障害者施策を3障害一元化、②利用者本位のサービス体系への再編、③就労支援の抜本的強化、④支給決定プロセスの透明化及び明確化、⑤安定的な財源を確保、などを盛り込んだ障害者自立支援法が平成17年10月に成立し、平成18年4月1日から施行されました。

障害者自立支援法の施行からもうすぐ3年が経過しようとしています。障害者の地域での生活を支援するサービス提供体制が法の趣旨に沿って進められていますが、問題点も指摘されており、国の社会保障審議会障害者部会における報告書に基づき必要な見直しを図られるものと思われまます。

本市においては、「東金市障害者計画」の基本目標や施策の方向を踏まえたうえで、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図るために「（第1期）東金市障害福祉計画」を平成19年3月に策定し、障害者施策を推進してきました。

このたび策定する第2期計画では、第1期計画の実施状況を踏まえ、必要な見直しを行い、障害者施策のなお一層の充実を目指します。

2 計画の位置づけ

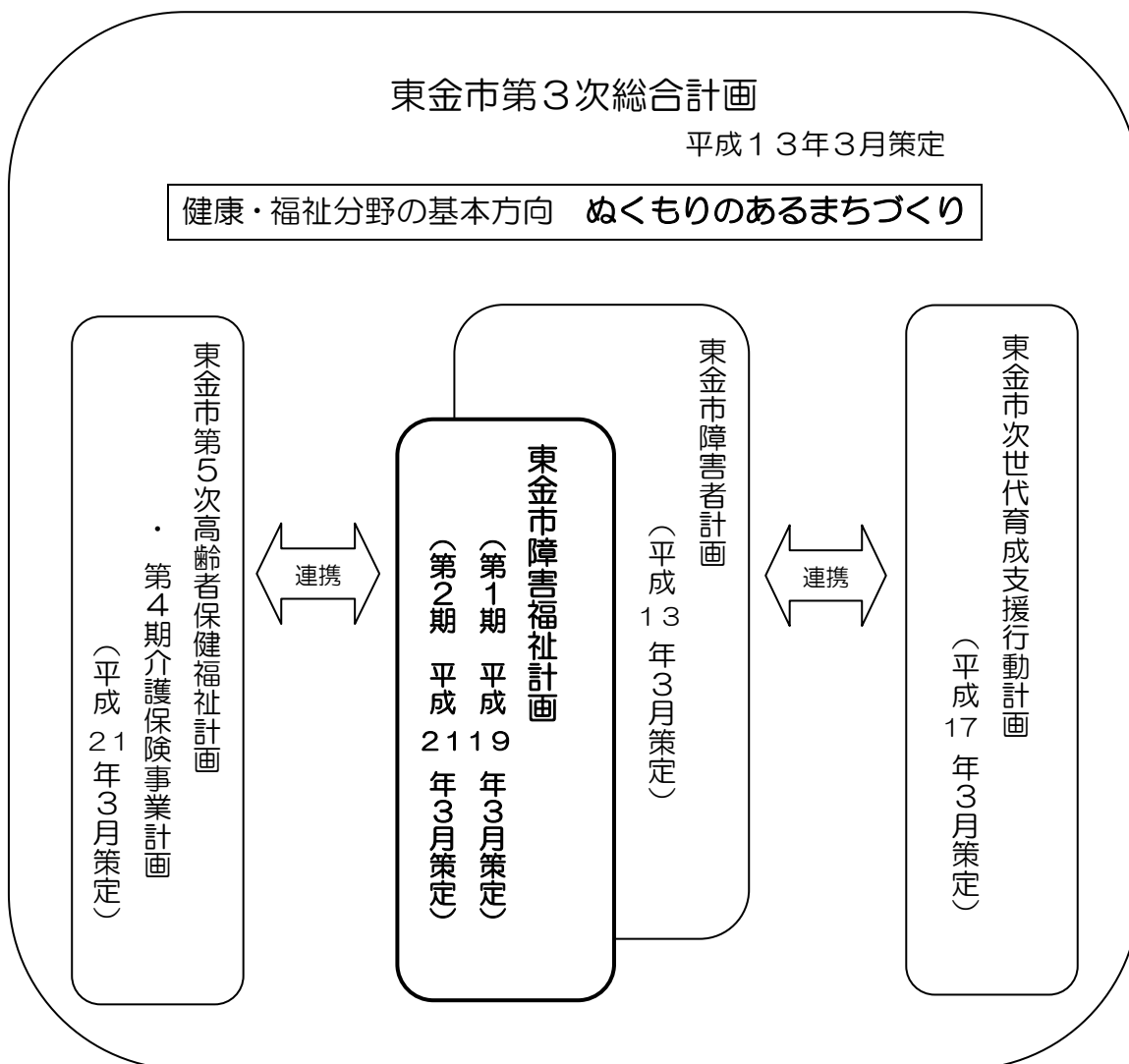
本計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づき策定が義務付けられた法定の計画で、本市市政運営の最上位計画である「東金市第3次総合計画」における部門別の計画である「東金市障害者計画」に定めた各種障害者施策のうち障害福祉サービス等に関する具体的な実施計画と位置づけられます。

また、本計画は、「東金市第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」「東金市次世代育成支援行動計画」など市の他の保健福祉施策に関する計画とも整合性をとりながら推進していくものとします。

障害者計画と障害福祉計画との関係

項目	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法第9条第3項	障害者自立支援法第88条
計画の期間	10年	3年
計画の性格	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
計画の内容	障害者施策全般（「啓発・広報」「生活支援」「生活環境」「教育・育成」「雇用・就業」「保健・医療」「情報・コミュニケーション」等）の方向性について示すもの	障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及びその見込み量確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定めるもの

障害福祉計画の位置づけ



3 計画の期間及び見直しの時期

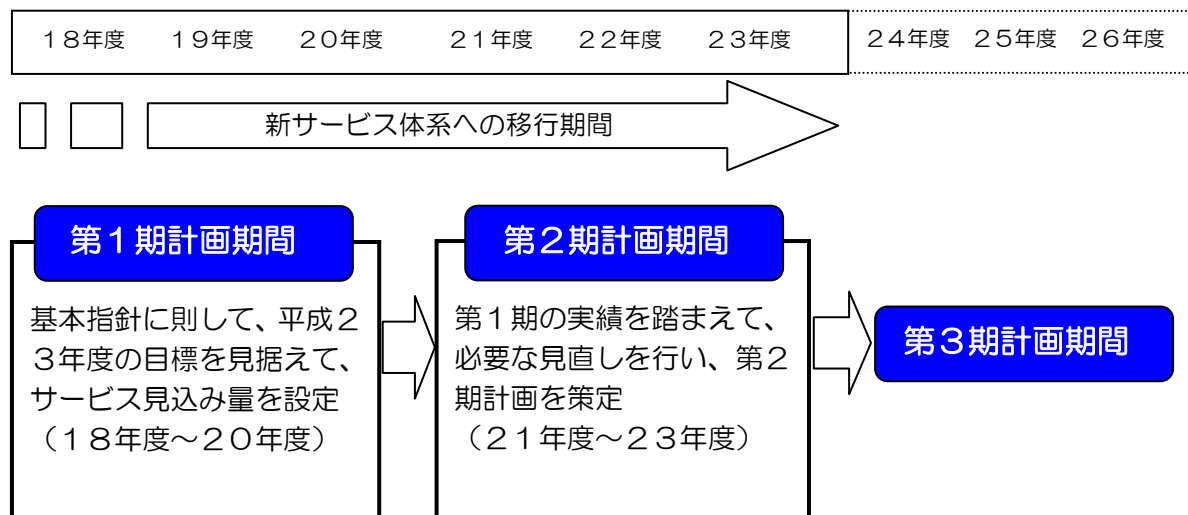
障害者自立支援法の施行により、これまでの福祉施設の体系は大きく変わり、平成23年度までに段階的に新たなサービス体系に再編されます。

第1期計画はすべての施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末の目標を見据えて、平成18年度から平成20年度までを計画期間として策定しました。

第2期計画は第1期計画の実績を踏まえて、必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度までを計画期間として策定します。

なお、第2期計画期間中に障害者自立支援法の見直し等が行なわれ、必要が生じた場合は、第2期計画の内容を変更することがあります。

また、第3期計画は平成24年度から平成26年度までを計画期間として、平成23年度に策定します。

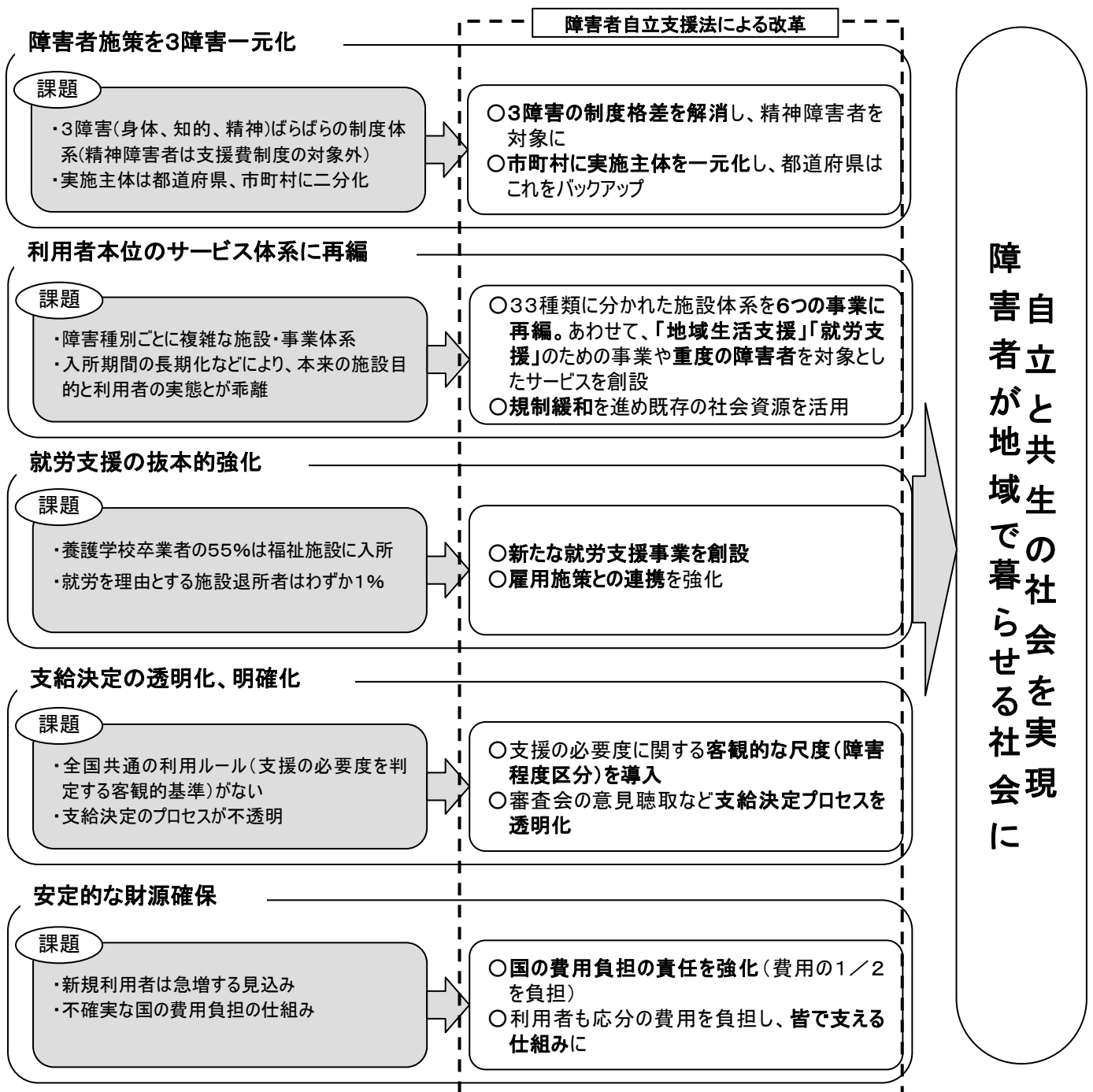


第2章 障害者自立支援法について

1 障害者自立支援法の特徴

障害者基本法の理念を継承した上で、「障害者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現を目指し、また支援費制度が抱えていた課題を解決するために障害者自立支援法が制定されました。

「障害者自立支援法」の特徴



2 障害者等に対する福祉サービス

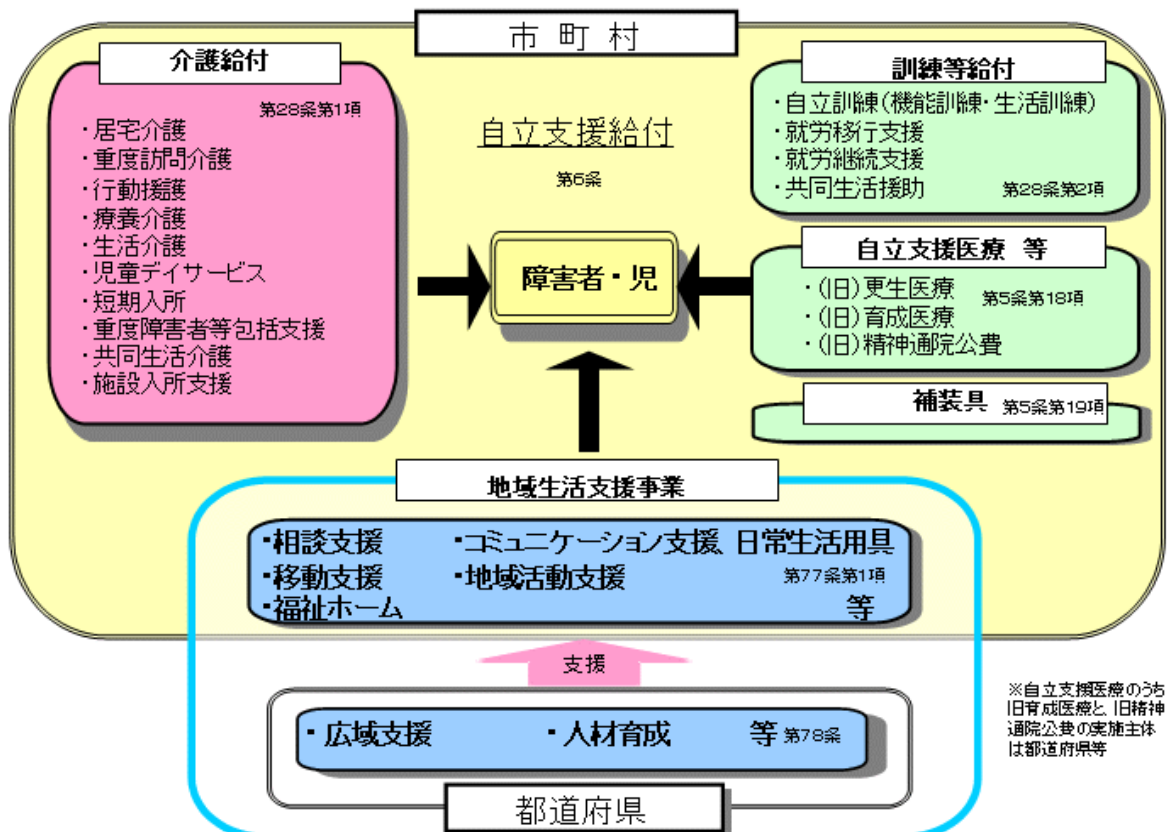
従前の障害者等に対する福祉サービスは、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されてきましたが、平成18年度から障害者自立支援法に基づき共通の制度の下で一元的に提供される仕組みとなりました。

障害者自立支援法による障害者等に対する福祉サービスは、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の実情に応じて市町村が独自に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入又は修理する費用を支給する「補装具費の支給」に分けられます。

「地域生活支援事業」のうち、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業の5事業は必須事業、それ以外の地域生活支援事業は地域の実情に応じて市町村の判断により実施する事業となっています。

障害者等に対する福祉サービスの体系



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

東金市においては、「東金市第3次総合計画」で定めた健康・福祉分野の基本方向である“ぬくもりのあるまちづくり”の実現を図るため、「東金市障害者計画」に掲げた次の理念に基づいて、各種の障害者福祉施策を推進してきました。

ノーマライゼーションのまちづくり

本計画においても、「東金市障害者計画」の理念を共有し、計画の推進を図るものとします。

2 計画の基本的視点

本計画の策定にあたり、「東金市障害者計画」の理念のもと、障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、次に掲げる点に配慮するものとします。

○ 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の充実に努めていきます。

○ 利用者本位のサービス体系の構築

これまで障害種別ごとに分かれていた制度が一元化され、障害福祉サービスが市町村を基本とする仕組みに統一されたことから、障害種別間の格差是正及びサービス水準の向上という観点に立ち、利用者が真に必要とするサービスを受けることができるようなサービス体系の構築に努めていきます。

○ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源の活用に努めます。

第4章 第1期計画の実績について

第1期計画の期間（平成18年度～平成20年度）の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実績は次のとおりです。

1 訪問系サービスの利用実績

訪問系サービスの利用実績

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間/月	536	545	644	947	759	730
	実人/月	23	25	28	26	33	29

- ・訪問系サービス（居宅介護等）については、おおむね第1期計画で見込んだとおりです。
- ・新規の利用者が増える一方で、65歳を超えることで介護保険サービスに移行する者もいるため、緩やかな増加となっています。

2 日中活動系サービスの利用実績

日中活動系サービスの利用実績

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	延人日/月	156	128	440	329	680	470
	実人/月	10	14	22	18	34	26
自立訓練 (機能訓練)	延人日/月	20	32	40	39	20	44
	実人/月	2	3	4	3	2	3
自立訓練 (生活訓練)	延人日/月	36	38	108	19	72	50
	実人/月	2	3	6	2	4	3
就労移行支援	延人日/月	92	110	207	102	161	107
	実人/月	4	6	9	5	7	5

就労継続支援 (A型)	延人日/月	0	0	23	0	69	0
	実人/月	0	0	1	0	3	0
就労継続支援 (B型)	延人日/月	69	0	690	436	851	467
	実人/月	3	0	30	24	37	25
療養介護	延人日/月	27	31	27	0	27	0
	実人/月	1	1	1	0	1	0
児童デイ サービス	延人日/月	203	252	215	272	225	513
	実人/月	41	49	43	45	45	61
短期入所	延人日/月	140	158	150	156	150	123
	実人/月	9	15	10	13	10	10

・生活介護の利用者数は増加傾向にありますが、第1期計画の見込みと比べると緩やかです。旧体系の入所施設が新体系に移行を完了する平成23年度末に向けて、施設入所者の日中活動サービスとして利用が増えると予想されます。

・自立訓練（機能訓練・生活訓練）は地域生活に必要な身体機能や生活能力の維持・向上を図るために利用するサービスで、利用期間が限定されているため、利用者が一定期間で入れ替わります。近隣地域にサービス提供事業所が少ないことから大幅な増は見込めません。実績はおおむね第1期計画の見込みどおりと考えられます。

・就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のうち、就労移行支援はおおむね第1期計画の見込みどおり、就労継続支援（B型）はやや緩やかな増加でした。ただし、就労継続支援（A型）はサービス提供事業所が近隣地域にないため利用者はありませんでした。

・療養介護については、平成19年度以降は利用者がありませんでした。

・児童デイサービスは、その事業内容に①就学前児童に対する個別支援型の療育と②就学児童に対する集団での療育（経過措置）があり、そのどちらに対してもニーズが高く、第1期計画の見込みを上回る利用がありました。

利用者数の増加は、本市の利用者のいる日中一時支援事業所が児童デイサービスに移行したことと、利用定員の緩和措置が理由であると考えられます。

・短期入所については、第1期計画の見込みどおりの利用がありました。

3 居住系サービスの利用実績

(1) グループホーム・ケアホームの利用実績

グループホーム・ケアホームの利用実績

(単位：人／月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
計画	11	16	21
実績	10	11	14

・グループホーム・ケアホームの利用者数は、第1期計画で見込んだほど増えていませんが、第1期計画期間中に入院又は入所施設からグループホーム・ケアホームへ移行した者の数は次のとおりです。

平成19年度	入院からグループホームへ移行した者	1人
	入所施設からケアホームに移行した者	1人
平成20年度	入院からグループホームへ移行した者	1人
	入所施設からケアホームへ移行した者	1人

・障害者グループホーム支援ワーカーを活用することで、グループホーム・ケアホームでの地域生活に移行する者は増えると予想されます。障害者グループホーム支援ワーカーとは、グループホーム・ケアホームを利用したい者と事業所を結びつける役割を担う、双方を支援する者（千葉県委託事業所）です。

(2) 施設入所サービスの利用実績

施設入所サービスの利用実績

(単位：実人数／月)

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
新体系	3	3	19	10	28	15
旧体系	61	59	48	51	38	48
小計	64	62	67	61	66	63

・施設入所サービスの利用者については、同規模で推移しています。（施設入所からグループホーム・ケアホーム・一般住宅（自宅）等に移行し退所した者がいる一方で、新規入所者もいたため。）

4 指定相談支援の利用実績

(単位：実人／月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
計画	0	1	2
実績	0	0	0

・指定相談支援（サービス利用計画作成費）は、障害者自立支援法施行時には一定の利用者があるものと予想されていましたが、その利用の範囲や対象者となる要件による制約があり、利用実績がありませんでした。

しかし、施設入所者の地域移行や退院可能な精神障害者の地域移行に伴い、今後は利用が見込まれるサービスです。

5 地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業の利用実績は次のとおりです。

(1) 相談支援事業

(単位：箇所)

		平成18年 度	平成19年 度	平成20年度
障害者相談支援事業	計画	1	1	1
	実績	1	1	1
地域自立支援協議会	計画	1	1	1
	実績	0	0	1
市町村相談支援機能強化事業	計画	1	1	1
	実績	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	計画	1	1	1
	実績	1	1	1

・障害者相談支援事業及び市町村相談支援機能強化事業は、地域活動支援センターI型（特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会）に委託して行なっています。

・地域自立支援協議会は、平成20年4月1日に山武圏域の2市4町の共同で設置されました。

・このほかに、千葉県では障害福祉圏域ごとに中核地域生活支援センターが設置され障害者、高齢者、児童についての相談支援を行なっています。

(2) コミュニケーション支援事業

		平成18年度	平成19年度	平成20年度 ※
手話通訳者等派遣事業	計画	24回	72回	72回
	実績	34回	66回	19回
	実利用人数	5人	7人	5人
手話通訳者設置事業	実績	1人	1人	1人

※平成20年度の実績は、平成21年1月までの10か月分の数値です。

- ・手話通訳者等派遣事業の平成20年度の実績が少ないのは、実利用者の減（転出等）や市役所近辺での聴覚障害者の日常生活上の手続きに設置通訳者が同行して柔軟に対応したためと考えられます。
- ・平成18年10月以前は東金市手話奉仕員派遣事業を独自に行なっていました。
- ・平成20年度からは手話通訳者の派遣に加え、要約筆記奉仕員も派遣できるようになりました。要約筆記とは、話の内容を筆記して聴覚障害者に伝えることです。
- ・手話通訳者設置事業は平成18年7月から始まりました。設置状況は1人の手話通訳者を毎週1回、市役所社会福祉課に配置しています。

(3) 日常生活用具給付事業

(単位：件)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度 ※
介護訓練支援用具	計画	0	5	5
	実績	0	3	4
自立生活支援用具	計画	8	10	10
	実績	8	12	3
在宅療養支援用具	計画	11	15	15
	実績	13	11	9
情報・意思疎通支援用具	計画	10	10	10
	実績	12	3	6
排せつ管理支援用具	計画	782	832	882
	実績	784	828	854
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画	1	1	1
	実績	1	2	1

※平成20年度の実績は、平成21年1月までの10か月分の数値です。

- ・日常生活用具給付事業については、第1期計画の見込みどおりの利用がありました。

(4) 移動支援事業

	平成18年度		平成19年度		平成20年度 ※	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
延利用件数	58	235	174	443	174	352
延利用時間	222.5	648.5	667.5	1,101.0	667.5	944.0
実利用人数	12人		15人		12人	

※平成20年度の実績は、平成21年1月までの10か月分の数値です。

- ・移動支援事業については、第1期計画の見込みを上回る利用がありました。

(5) 地域活動支援センター（機能強化）事業

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター機能強化事業	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	—	—	—	—	—	—
地域活動支援センターⅢ型	0	0	2	0	3	0

・地域活動支援センター事業は、平成18年度は経過的な精神障害者地域生活支援センター事業として実施しました。

・市内には小規模福祉作業所等が3事業所あり、第1期計画作成時点ではこれらが地域活動支援センターⅢ型へ移行することを想定しましたが、就労継続支援事業（B型）や日中一時支援事業に移行する予定となり、地域活動支援センターの増加はありませんでした。

(6) その他の事業

		平成18年度	平成19年度	平成20年度 ※
		度		
日中一時支援事業	計画	45回	135回	135回
	実績	87回	633回	642回
自動車運転免許取得費 ・改造費助成事業	計画	2件	2件	3件
	実績	2件	2件	1件
知的障害者職親委託制度	計画	8人	8人	8人
	実績	8人	8人	8人

※平成20年度の実績は、平成21年1月までの10か月分の数値です。

・日中一時支援事業は見込みを大きく上回る利用がありました。この事業は障害者等の日中活動サービスとしてニーズの高いものです。

・平成19年度以降の利用実績の増加は、近隣町に事業所が新規開設されたことに

よるものです。

- ・自動車運転免許取得費・改造費助成事業は、第1期計画の見込みどおりの利用がありました。
- ・知的障害者職親委託制度は、第1期計画の見込みどおりの利用がありました。

第5章 障害福祉サービス等の充実による 地域移行・就労移行等の目標

本計画では、厚生労働省告示『基本的な指針』に沿って、障害者の地域移行や就労移行等についての平成23年度における目標を次のとおり設定します。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 退院可能な精神障害者の地域生活への移行
- 3 福祉施設から一般就労への移行

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 目標設定の考え方

入所施設に入所している障害者が、自立訓練等のサービスを利用することで、グループホームやケアホーム、一般住宅等で地域生活に移行できるようになることを目指します。

(2) 数値目標

項目	数値	備考
第1期計画作成時点の施設入所者数	64人	平成17年10月現在の施設入所者数
地域生活へ移行する人数	6人	平成23年度末までに施設入所から地域生活に移行する目標人数

※ 入所施設：身体障害者更生施設（肢体不自由者、視覚障害者）、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者生活訓練施設

(3) 目標達成に向けた取組みの方向性

施設に入所している障害者が地域生活に円滑に移行するためには、地域で生活を支える体制づくりが重要です。

例えば、居住場所の確保や訪問系・日中活動系サービスの提供体制を充実させること、就労・雇用の課題への取り組み、地域住民の障害者に対する理解促進・偏見を解消する啓発活動等に取り組む必要があります。

障害者に対する理解促進を目的とした、障害者団体等と学校教育の連携による取り組み等を支援します。

施設入所者が地域生活に移行した場合の主な居住の場となるグループホーム・ケ

アホームの利用希望者又はグループホーム・ケアホームの実施事業者への必要な支援をします。

- ・ 障害者グループホーム支援ワーカーとの連携・活用
- ・ 障害者グループホーム等に対する運営費補助事業の実施

2 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

(1) 目標設定の考え方

受入れ条件が整えば退院可能な入院中の精神障害者（以下「退院可能な精神障害者」という。）は、全国で約69,000人、千葉県で約2,700人と推計されています。千葉県ではこの数字を基礎として、平成23年度末までに退院可能な本市の精神障害者の目標数を30人と推計しています。

(2) 数値目標

項目	数値	備考
第1期計画作成時点の退院可能な精神障害者数	30人	平成24年度までに、受入れ条件が整えば退院可能とされる精神障害者の数
退院可能精神障害者数の減少目標人数	30人	平成23年度末における退院可能精神障害者の減少目標値

(3) 目標達成に向けた取組みの方向性

取組みの方向性は、施設入所者の地域移行への取組みと同様になりますが、特に精神障害者については、他の障害と比べると法整備等の対応が立ち遅れていた経緯があります。また、精神疾患や精神障害者についての誤った理解や偏見も依然として根強いものがあります。

精神障害者が地域生活に円滑に移行するには、特に退院前後に集中的な支援を要するため、専門的知識を持つ医療機関の協力や指定相談支援事業者によるサービス利用計画に沿った計画的・継続的な支援が求められます。

また民生委員をはじめとする地域住民（地域社会）の理解も欠くことができません。精神疾患や精神障害者についての理解の促進に努めます。

ただ、精神障害者に対するサービス提供体制が広がり始めている面もあります。障害者自立支援法施行前は、精神障害者に訪問系サービス（居宅介護）を提供する事業所は市内に1事業所のみでした。しかし、現在では市内に5事業所、本市をサービス提供地域としている近隣市町に所在する事業所を合わせれば13事業所に増加しています。今後も事業所に精神障害に対する理解を求め、サービス提供体制の充実に努めます。

3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 目標設定の考え方

地域で自立した生活をするうえで、“職業を持つ”“生活の糧を得る術をもつ”ことはとても重要なことです。

千葉県内では、年間約100人の福祉施設利用者が一般就労に移行しています。千葉県が実施した調査によると、平成17年度に本市の福祉施設利用者のうち2人が一般就労に移行しています。

平成18年度は実績がありませんでしたが、平成19年度は2人が就労移行支援事業等を通じて、福祉施設から一般就労に移行しています。

本市では平成23年度の1年間に5人の福祉施設利用者が、就労移行支援事業等を通じて一般就労することを目標とします。

(2) 数値目標

項目	数値	備考
第1期計画作成時点の 年間の一般就労移行者	2人	平成17年度に福祉施設から一般就労に移 行した利用者数
一般就労に移行する福祉施設 利用者の目標人数	5人	平成23年度に就労移行支援事業等を通じ て福祉施設から一般就労に移行する利用者数

(3) 目標達成のための取組みの方向性

就労の支援・促進については市単独では十分な体制が整えられないため、障害者就業・生活支援センター（県内16の障害福祉圏域に千葉県が整備する）等と連携して地域での就労支援ネットワークの実現・就労後のフォロー体制の整備を目指します。

また、特別支援学校などへの各種の情報提供や協力を努めるほか、市として障害者の法定雇用率を維持できるように努めます。

第6章 障害福祉サービス・相談支援のサービス見込量とその確保のための方策

1 指定障害福祉サービス・指定相談支援の見込量

第2期計画における指定障害福祉サービス及び指定相談支援のサービス見込量については、第1期計画での障害福祉サービスの利用実績やサービス提供事業所の新体系サービスへの移行状況等を踏まえて推計したものです。

下図に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの類型を示します。

障害福祉サービスの類型

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス) 重度訪問介護	生活介護 療養介護	児童デイサービス 短期入所 (ショートステイ)
訓練等給付	行動援護 重度障害者等 包括支援	自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型)	施設入所支援 ケアホーム (共同生活介護) グループホーム (共同生活援助)

(1) 訪問系サービス

サービス名	計 画 値			単 位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
居宅介護／重度訪問介護／行動援護／重度障害者等包括支援	780	880	980	時間/月
	33	38	43	実人/月

①居宅介護（ホームヘルプ）

障害者に、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行うサービスです。

障害程度区分1以上の者が対象です。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常に介護を必要とする者に、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

障害程度区分4以上であって、2肢以上に麻痺があることや、歩行、移乗、排尿、排便において支援が必要であることが対象者の要件です。

③行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスです。

障害程度区分3以上で、行動援護面での支援が必要（8点以上）であることが対象者の要件です。

④重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い者に、居宅介護等のサービスを包括的に行うサービスです。

障害程度区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有すること、常時介護支援の必要があることを対象者の要件としています。

訪問系サービスのサービス見込量は、第1期計画での利用実績の増加を勘案し平成23年度において実人数で43人/月、1月当たり延べ980時間の利用を見込んでいます。なお、1人当たりの利用量は平均して約23時間/月と見込みます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
生活介護	770	990	1,430	延人日/月
	35	45	65	実人/月

生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生

活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施するサービスです。

障害程度区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上である者、又は年齢が50歳以上で、障害程度区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上である者が対象となっています。

新規利用者に加え、旧体系から新体系に移行した入所施設の利用者の日中活動サービスとして増加が見込まれます。サービス見込量は、平成23年度において実人数で65人／月、1月当たり延べ1,430人日の利用を見込んでいます。

② 療養介護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
療養介護	0	0	91	延人日／月
	0	0	3	実人／月

療養介護は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な障害者に対して、医療機関において、病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護を提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を実施するサービスです。

この利用者としては、①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって障害程度区分が区分6以上、又は②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって障害程度区分が区分5以上の者が対象となっています。

サービス見込量は、平成23年度において実人数3人／月、1月当たりの延利用日で、91人日を想定しています。

※平成21年3月現在、重症心身障害児施設等に措置されている加齢児については、未定であるものの、今後「療養介護」に移行されることが見込まれるため、一括して平成23年度に計上してあります。

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	計 画 値			単 位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
自立訓練 （機能訓練）	30	30	45	延人日／月
	2	2	3	実人／月
自立訓練 （生活訓練）	54	54	90	延人日／月
	3	3	5	実人／月

「自立訓練（機能訓練）」は、地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害者に対して、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施するサービスです。標準的な利用期間は18か月です。

「自立訓練（生活訓練）」は、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施するサービスです。標準的な利用期間は長期の入院・入所者は36か月、その他の者は24か月です。

平成23年度において、「機能訓練」実人数3人／月、1月当たりの延利用日45人日、「生活訓練」5人／月、90人日の利用を見込んでいます。

④ 就労移行支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
就労移行支援	92	138	184	延人日／月
	4	6	8	実人／月

就労移行支援は、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等

を通じ、適性に応じた就労が見込まれる65歳未満の障害者に対して、一般就労等への移行に向けての事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援、これらを通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導を実施するサービスです。標準的な利用期間は24か月です。

サービス見込量は、平成23年度の実人数で8人/月、1月当たりの延利用日で184人日の利用を見込んでいます。

⑤ 就労継続支援（A型・B型）

サービス名	計 画 値			単 位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
就労継続支援（A型）	0	0	0	延人日/月
	0	0	0	実人/月
就労継続支援（B型）	700	800	900	延人日/月
	35	40	45	実人/月

「就労継続支援（A型）」は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる利用開始時に65歳未満の者に対して、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行う事業です。

この就労継続支援（A型）の施設は、一般的には確保が難しい雇用契約に基づく利用となることから、定員条件は10名以上と低く設定されるとともに、雇用契約を締結しない利用者サービスと混合的な事業としても実施可能です。

具体的な利用者としては、①就労支援移行事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった者、②特別支援学校を卒業して、就職活動をおこなったが、企業等の雇用に結びつかなかった者、③企業等を離職した者等就労経験があるもので現に雇用関係がない者等となっています。

「就労継続支援（B型）」は、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者など、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対して、雇用契約は締結しない就労や生産活動の機会の提供、工賃の支払い目標を設定して額のアップを図るための事業です。

なお、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者、地域に一般就労の場や就労継続支援（A型）の事業所による雇用の場が乏しく、雇用されること又は就労移行支援事業者が少なくこの利用が困難と市町村が判断した者（平成23年度末までの経過措置）も対象となります。

就労継続支援（A型・B型）は、いずれも期限の定めのないサービスです（ただし更新の必要はあります）が、一定期間の訓練を通じ一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な支援を行います。

「就労継続支援（B型）」のサービス見込量は、平成23年度において実人数45人／月、1月当たりの延利用日にして900人日の利用を見込んでいます。

「就労継続支援（A型）」のサービス見込量については、就労継続支援（A型）の事業所が現在千葉県内に3ヶ所しか無く、現在までのところ本市では利用者が無いため見込めません。

⑥ 児童デイサービス

サービス名	計 画 値			単 位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
児童デイサービス	550	550	550	延人日／月
	70	70	70	実人／月

児童デイサービスは、療育の観点から個別教育、集団教育を行う必要が認められる就学前児童（小学生から18歳未満の児童も可）に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価、指導員等による児童への個別指導、個別プログラムに沿った集団療育等を行います。

サービス見込量は平成20年度の実績値で推移するものと思われ、平成23年度で実人数70人／月、1月当たりの延利用日として550人日の利用を見込んでいます。

⑦ 短期入所

サービス名	計 画 値			単 位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
短期入所	150	150	150	延人日／月
	10	10	10	実人／月

短期入所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。

サービス見込量は、平成20年度の実績値で推移するものと思われ、平成23年度において実人数にして10人/月、1月当たりの延利用日として150人日の利用を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

① グループホーム・ケアホーム

サービス名	計 画 値			単位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
グループホーム ケアホーム	17	25	33	実人/月

グループホームは、就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者に対して、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な支援等を実施するサービスです。

ケアホームは、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者に対して、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な介護、支援等を実施するサービスです。

サービス見込量としては、グループホーム・ケアホームの両事業を合わせ、平成23年度において実人数33人/月規模を見込んでいます。

なお、その他にも障害者に居住の場を提供する千葉県独自の事業として知的障害者生活ホームや精神障害者ふれあいホームの制度があります。

② 施設入所支援

サービス名	区分	計 画 値			単位
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	
施設入所支援	新体系	30	36	51	実人/月
	旧体系	33	27	12	〃
	小 計	63	63	63	〃

施設入所支援は、夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又

は就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施するサービスです。

生活介護利用者のうち障害程度区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の者、自立訓練、就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な者又は地域社会資源の状況等により、通所することが困難な者が対象となります。現在、旧体系の入所施設利用者には経過措置があり、施設が新体系サービスに移行しても平成23年度まで障害程度区分にかかわらず利用することが可能です。

現在、本市には施設入所を希望する待機者が相当数いることから、当面のサービス見込量はほぼ同規模を見込んでいます。

（4）指定相談支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
指定相談支援事業	3	4	5	実人／月

自立支援給付の指定相談支援事業（＝サービス利用計画作成）は、①入所・入院から地域生活へ移行するため一定期間（6か月程度を想定）集中的な支援を必要とする者、②単身生活者（家族が要介護状態であるため等、同居していても適切な支援が得られない者を含む。）で自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり計画的な支援を必要とする者、③重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者のうち重度訪問介護等他の障害福祉サービスの支給決定を受けた者に対して、相談支援専門員が生活全般に係る相談、サービス利用計画作成、面接によるアセスメント、サービス利用計画の原案の作成、利用者の居宅を訪問しモニタリング、社会生活力向上支援、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施するサービスです。

ただし、重度障害者等包括支援、グループホーム・ケアホーム、施設入所支援、自立訓練の利用者は、計画的プログラムに基づく包括的支援を受けていることから対象とはなりません。

第1期計画期間中の利用実績はありませんでしたが、平成20年1月31日障害発第0131001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から「サービス利用計画作成費の支給対象となる支給決定障害者等について」の解釈通知が発せられ、このサービスを受けられる対象者は拡大されました。今後、訪問系サービスの利用者の増加や平成23年度末に向けた入所施設からの地域移行者数や退院可能な精神障害者の地域移行に伴う利用者等を勘案し、平成23年度で実人数5人／月の利用を見込んでいます。

2 サービスを確保するための方策

(1) 訪問系サービス

障害種別ごとに別れていた制度が一元化されたことにより、身体障害者、知的障害者に加わり精神障害者もサービス提供が受けられるようになりました。また、施設入所や入院から地域生活に移行する者、家族の高齢化（家庭の介護力の低下）等により訪問系サービスを必要とする者の増加が予想されます。

そこで、サービス提供事業者の増とその事業を支える人材（ヘルパー等）の確保を目指し、ヘルパー養成講座や既存の人材の質の向上のためのフォローアップ講座への参加を勧奨します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、旧来の施設サービスから、体系が大きく再編されましたが、新体系サービスへの移行は早期に完了するのではなく、実際には平成23年度までの経過措置期間内に緩やかに進むと考えられます。

そこで、新体系サービスへの円滑な移行を支援するため、旧法施設や法定外施設等（小規模福祉作業所等）に対して、「障害者自立支援対策臨時特例交付金」等の各種補助事業の活用についての情報を提供したり個別の相談に応じるなど、新体系サービスへの移行を支援することでサービス見込量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

施設入所者の地域生活への移行を推進する必要がある一方で、現実として相当数の待機者（施設入所を希望する者）がいることに鑑み、真に施設入所支援を必要としている者がその支援を受け、結果として待機者が縮減するように努めます。

グループホーム・ケアホームは、施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行の受け皿として必要なのはもちろんですが、現在地域で生活している知的障害者・精神障害者の家族の高齢化等による需要も増加が予想されます。

したがって、障害者グループホーム支援ワーカーや事業者と連携して需要の把握やグループホーム・ケアホームの提供体制の充実に努めます。

また、グループホーム・ケアホームに千葉県独自の知的障害者福祉ホーム・精神障害者ふれあいホームを加え、居住系サービス量の確保を目指します。

(4) 指定相談支援

相談支援事業を総合的に実施していく中で、特に計画的な自立支援が必要であると判断された人については、指定相談支援事業者によるサービス利用計画の作成やサービス提供事業所との調整、モニタリングなど、個々に応じた福祉サービス利用援助（障害者ケアマネジメント）が提供できるよう、支援システムの確立とサービス提供体制の充実に努めます。

第7章 地域生活支援事業

1 概要

障害者自立支援法では、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスに加え、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業（以下「地域生活支援事業」という。）の実施を定めています。

市町村の行うべき地域生活支援事業としては、障害のある人やその保護者又は介護者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供・助言、手話通訳者等の派遣等、日常生活用具の給付、移動支援、創作的活動の機会提供（地域活動支援センター事業）などが必須事業として定められています。

その他に市の判断や工夫により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施します。

2 事業の種類

○市町村が行う地域生活支援事業（障害者自立支援法第77条）

- （1）相談支援事業
- （2）コミュニケーション支援事業
- （3）日常生活用具給付事業
- （4）移動支援事業
- （5）地域活動支援センター事業
- （6）その他の事業

※ このうち、（1）～（5）は必須事業です。

3 各事業のサービス見込量とその確保のための方策

(1) 相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の支援、権利擁護のために必要な支援を行ないます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	実施	実施	実施
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施

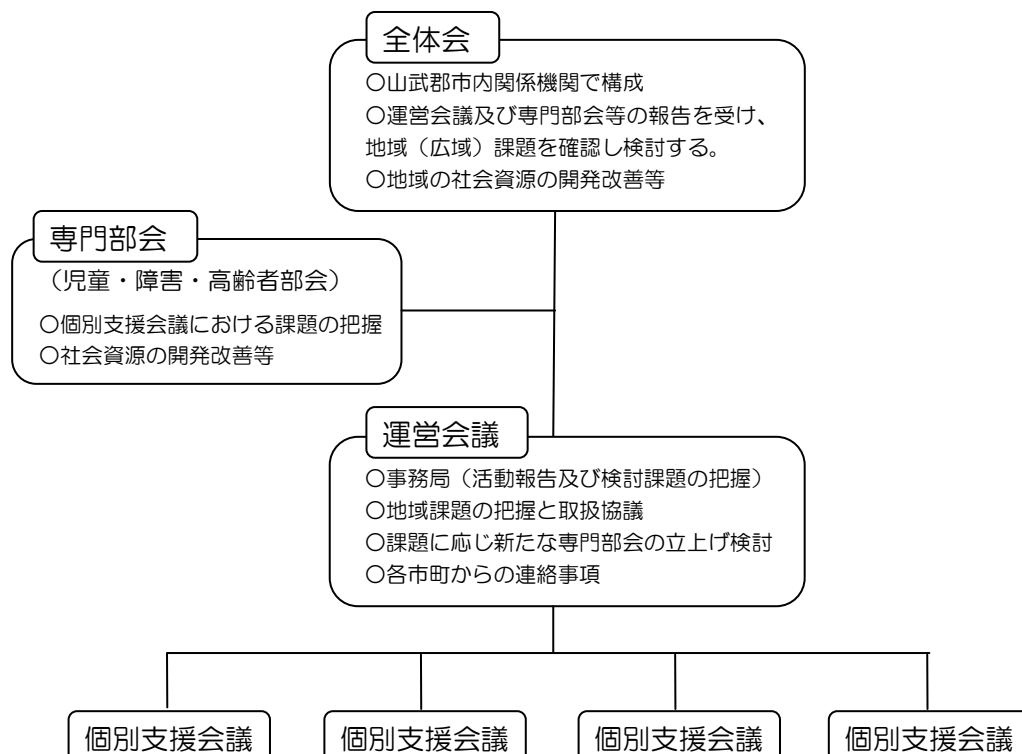
見込量を確保するための方策

・障害者相談支援事業及び市町村相談支援機能強化事業については、地域活動支援センターⅠ型に委託して実施しています。

・地域自立支援協議会については、地域で障害者を支えるネットワークの構築をめざし、山武圏域の2市4町（東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町）で平成20年4月1日に共同設置しました。その構成は、福祉サービス提供事業者、教育、医療、当事者等の関連する分野の関係者から成っています。

相談支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として運営の活性化に努めます。

山武圏域地域自立支援協議会イメージ



(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、必要に応じて手話通訳者等を派遣するなどしてコミュニケーションの円滑化を図ります。

手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣事業の見込量は、平成20年度の実績をもとに、実利用者の増加を見込んで設定します。

手話通訳者設置事業は引き続き実施します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者等派遣事業	50回	50回	50回
	実利用見込者 7人	実利用見込者 7人	実利用見込者 7人
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人

※千葉県手話奉仕員養成講座（平成20年度～平成23年度）が山武圏域で開催されています。平成20年度に実施された入門課程を本市の2人（山武圏域全体では27人）が修了しており、今後のステップアップが期待されます。

見込量を確保するための方策

・手話通訳者等の派遣事業及び手話通訳者設置事業は、引き続き適切な技術を持つ者の派遣・設置に努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

障害者等の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付します。

排せつ管理支援用具については近年の増加率を、その他の日常生活用具については近年の利用実績を勘案して見込みます。

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	8	8	8
在宅療養等支援用具	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	7	7	7
排せつ管理支援用具	894	934	974
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2	2	2

- ・介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット等
- ・自立生活支援用具・・・入浴補助用具、歩行支援用具等
- ・在宅療養等支援用具・・・電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
- ・情報・意思疎通支援用具・・・点字器、聴覚障害者用通信装置、拡大読書器等
- ・排せつ管理支援用具・・・ストマ用装具、紙おむつ等
- ・居宅生活動作補助用具・・・段差解消や手すり等の設置をする改修費の一部助成

見込量を確保するための方策

- ・利用実績及び利用の増加率をもとに、適正な予算の確保に努めます。

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者等を対象に、外出のための支援を行なうことで、障害者の自立生活及び余暇活動等の社会参加を促します。

障害者と支援者の1人対1人による「個別支援型」と、同時に複数の移動困難者を支援する「複数（グループ）支援型」があります。

移動支援に対する利用の意向は、地域生活をする障害者等の増加とともに高まっていくことが予想されます。近年の利用実績の増加を勘案して見込みます。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	1,150.0時間	1,300.0時間	1,450.0時間
移動支援事業	実利用見込者 15人	実利用見込者 17人	実利用見込者 19人

見込量を確保するための方策

- ・利用実績及び利用の増加率をもとに、適正な予算の確保に努めます。

(5) 地域活動支援センター（機能強化）事業

地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を設ける事業です。この事業を通じて障害者等の地域生活の内容の充実を図ることを目指します。

①地域活動支援センターⅠ型（1日当たりの実利用人員が概ね20名以上）

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とします。

②地域活動支援センターⅡ型（1日当たりの実利用人員が概ね15名以上）

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

③地域活動支援センターⅢ型（1日当たりの実利用人員が概ね10名以上）

地域の障害者等のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。

(単位：箇所)

	平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度
地域活動支援センター機能強化事業	1	1	1
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	—	—	—
地域活動支援センターⅢ型	—	—	—

見込量を確保するための方策

・地域活動支援センター事業は、現在のところ特定非営利活動法人千葉県精神障害者自立支援事業協会に委託して行なっています。

(6) その他の地域生活支援事業

任意事業として本市が実施する地域生活支援事業は、次のとおりです。

①日中一時支援事業

在宅で介護している家族の急用や一時的な休息のため、また日中活動の場や放課後対策として、障害者又は障害児を一時的に預かり、必要な支援を行い、家族の介護負担の軽減等を図ります。

(単位：回)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	800	800	800

②自動車運転免許取得費・改造費助成事業

障害者が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

(単位：件)

	平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	2	2	2

③知的障害者職親委託制度

知的障害者を一定期間、知的障害者の更生に熱意のある事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
知的障害者職親委託制度	8	8	8

見込量を確保するための方策

- ・各事業とも利用実績及び利用の増加率をもとに、適正な予算の確保に努めます。

第8章 計画の推進のために

1 計画達成状況の点検及び評価

本計画の進行管理を適正に行うため、各年度において目標の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて必要な対応を図ります。

また、山武圏域地域自立支援協議会においても、計画の推進に必要な事項の検討を行います。

2 関係機関等との連携

山武圏域地域自立支援協議会をはじめ、保健・医療・就労・教育などの関係機関等との連携を図り、幅広い協力体制を得ながら計画を推進していきます。

また、専門的・広域的な対応が望ましい施策については、千葉県及び山武圏域の市町と連携・協力して取り組むことで、より効果的な推進を図ります。

参 考 资 料

＜資料 1＞ 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号） 障害福祉計画関連部分抜粋

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項とする。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七條に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

<資料2> 障害福祉サービスの内容と利用者像 I (介護給付)

名称	居宅介護	生活介護	療養介護	施設入所	短期入所	行動援護	重度訪問介護	重度障害者等包括支援	ケアホーム(共同生活介護)	児童デイサービス
サービス内容	○ホームヘルプサービス	○食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を提供。 ○軽作業等の生活活動や創作活動の機会も提供。 ○これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。	○病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供。 ○日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援を実施。また、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援。 ○これらを通じて、身体能力日常生活能力の維持向上を目指す。	○夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等。 ○生活介護の利用者は利用期間の制限なし。	○入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の介護や日常生活上の支援を提供する。	外出時及び外出の前に行う以下のサービス。 ①予防的対応：初めての場所についての事前説明、行動障害の引き金となるものからの回避。②制動的対応：自傷・他害を適切におさめ危険を回避する。強いこだわり、突然動かない等の極端な行動時の対応。③身体介護的対応：排便、食事、着脱介護。	居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動の介護を総合的に提供する。	居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供する。例1 (ALSの方が介護給付、介護保険、医療保険を組み合わせて利用) 例2 (重症心身障害者の方が通所サービス、訪問系サービス、ケアホームを利用)	○食事の援助、掃除、洗濯、買い物日常生活関連動作の支援 ○緊急時の応急対策。健康管理、服薬管理、金銭管理の援助 ○左記支援内容に加えて移乗支援、排せつ支援、入浴支援等 ○本人の安心と安定の確保 ○日中活動を含めた利用者負担上限額の管理	○日常生活における基本的な動作の指導。 ○個別プログラムに添った集団療育。
利用者像	障害程度区分が 区分1以上 の者	常時介護が必要な障害者であって、 障害程度区分3(併せて施設入所支援を利用する場合は区分4) 以上であるもの。または年齢が 50歳以上で障害程度区分2(併せて施設入所支援を利用する場合は区分3) 以上であるもの。 ①身体機能の状態から、在宅生活をすることが困難であり、施設に入所して介護をうけながら安心した生活をした/②病院は退院したが介護者の支援が必要ため、直接地域生活へ移行することには、不安がある/③訓練施設を利用していたが障害の状態が悪化し介護が必要な状態になった	医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち長期の入院による医療的ケアを要するもので、 ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS) 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって 障害程度区分が区分6以上 /② 筋ジストロフィー 患者又は重症心身障害者であって 障害程度区分が区分5以上	生活介護利用者のうち 障害程度区分4以上の者(50歳以上の場合は区分3以上)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする者。	知的障害者又は精神障害により行動上著し困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの。 行動援護の項目8点以上。 ※障害程度区分が区分3以上。	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者。 ※障害程度区分が区分4以上 であって下記のいずれにも該当するものア)二肢以上に麻痺があることイ)障害程度区分認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること	○常時介護を有する障害者であって、その介護に必要程度が著しく高い者。 ※障害程度区分が区分6 に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有するものであって、以下に掲げる者。 ① 重度訪問介護 の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者ア)気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者イ)最重度知的障害者/② 障害程度区分認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)合計点数が15点以上 である者。	○療育の観点から集団療育を行なう必要が認められる児童。(必要に応じ児童相談所・健康福祉センターに意見を求める。)就学前児童を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とする。(年齢要件なし。)	
非該当										
区分1	区分1				区分1					
区分2	区分2	区分2 (年齢が50歳以上の場合)			区分2				区分2	
区分3	区分3	区分3 (年齢が50歳以上で施設に入所する場合)		区分3 (年齢が50歳以上の場合)	区分3	区分3 (行動援護の項目8点以上)			区分3	
区分4	区分4	区分4 (施設へ入所する場合)		区分4	区分4	区分4 (行動援護の項目8点以上)	区分4		区分4	
区分5	区分5	区分5	区分5 (筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者)	区分5	区分5	区分5 (行動援護の項目8点以上)	区分5		区分5	
区分6	区分6	区分6	区分6 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開	区分6	区分6	区分6 (行動援護の項目8点以上)	区分6	区分6	区分6	

障害福祉サービスの内容と利用者像Ⅱ（訓練等給付）

名称	グループホーム （共同生活援助）	自立訓練 （機能訓練）	自立訓練 （生活訓練）	就労移行 支援	就労継続支援 （A型）	就労継続支援 （B型）
サービス内容	<p>○食事の援助、掃除、洗濯、買い物日常生活関連動作の支援。</p> <p>○緊急時の応急対策。健康管理、服薬管理、金銭管理の援助。</p> <p>○地域生活のルール、コミュニケーション支援、余暇活動の支援。</p> <p>○日中活動を含めた、利用者負担上限額の管理。</p>	<p>○理学療法士や作業療法士の身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等を実施。</p> <p>○通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練も組み合わせる。</p> <p>（利用者ごとに標準期間18ヶ月内で利用期間を設定）</p>	<p>○食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を実施。</p> <p>○通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練も組み合わせる。</p> <p>（利用者ごとに標準期間24ヶ月、長期入所者36ヶ月で利用期間を設定。）</p>	<p>○一般就労等への移行にむけて事業所内や企業における作業や実習。適正にあった職場定着のための支援等を実施。（利用期間は24ヶ月の有期限サービス）</p>	<p>○通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援。</p>	<p>○通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。</p>
利用者像	<p>○就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。</p> <p>※障害程度区分が区分1、非該当。</p>	<p>○地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な身体障害者。</p> <p>①入所施設 ・病院を退院したものであって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持回復などの支援が必要な者。</p> <p>②特別支援学校を卒業したものであって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。</p>	<p>○地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。</p> <p>①入所施設 ・病院を退院したものであって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。</p> <p>②特別支援学校を卒業したものであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。</p>	<p>○一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる者。（65歳未満の者）</p> <p>①企業等への就労を希望する者</p> <p>②技術を取得し、在宅で就労・起業を希望する者</p>	<p>○就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者（利用開始時65歳未満の者）</p> <p>①就労支援移行事業を利用したが企業等の雇用につなげられなかった者。</p> <p>②特別支援学校を卒業して、就職活動をおこなったが、企業等の雇用につなげられなかった者。</p> <p>③企業等を退職した者等就労経験があるもので、現に雇用関係がない者。</p>	<p>○就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用につなげられなかった者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。</p> <p>①企業等や就労継続支援での就労経験がある者などであって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。</p> <p>②就労移行支援を利用したが企業等又は就労継続支援事業の雇用につなげられなかった者。</p> <p>③①②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用が困難と判断された者。</p>

第2期東金市障害福祉計画

発行：平成21年3月

発行者：東金市

編集：東金市 市民福祉部 社会福祉課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

TEL 0475(50)1167

FAX 0475(50)1232